



JASDAQ

平成 16 年 11 月 18 日

各 位

株式会社ワコム  
代表取締役社長 山田正彦  
(登録銘柄コード 6727)  
問合せ先  
役 職 執行役員財務本部長  
氏 名 長谷川 渉  
電話番号 0480 (78) 1211

## 訴 訟 の 判 決 に 関 す る お 知 ら せ

本日、当社の元従業員と当社らの間で争われていた持分株式保有確認等請求訴訟に対し、東京地方裁判所より当社側勝訴の判決が言い渡されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 経緯

平成 14 年 9 月 18 日、当社の元従業員 30 名は、当社、恵藤洋治(当時、当社代表取締役)及び当社従業員持株会(平成 16 年 1 月 5 日解散)に対し、当社株式合計約 286 株を保有しているとして、その持分の確認ないし約 8,570 万円の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

一方、当社は、平成 15 年 1 月 20 日元従業員 15 名に対しては、別事件で当社と清算条項を含む和解が成立しているにもかかわらず、世界基督教統一神霊協会の指示のもと当社株式の店頭公開を妨害する目的で不当な訴訟を提起したことを請求原因として、1,945 万円の支払いを求める損害賠償反訴請求を東京地方裁判所に対して提起しておりました。

#### 2. 判決内容

平成 16 年 11 月 18 日、東京地方裁判所より、原告の請求を棄却する旨の判決が言い渡されました。また、当社の損害賠償反訴請求についても、棄却する旨の判決が言い渡されました。

本訴における原告の訴訟が極めて不当な内容であったため、当社は、提訴自体が不当であるとして反訴請求を行い、この結果、原告は、本訴に関する当初の訴状での請求内容を変更してきておりました。このため、当社の反訴について、裁判所は棄却の判断を下しましたが、反訴提起の目的は達成したものと考えております。

#### 3. 今後の見通し

今回の判決による今期の業績予想に関する修正はございません。

以 上